

検証対象ダムの総合的な評価(案)

国土交通省 近畿地方整備局
独立行政法人 水資源機構

総合的な評価（案）

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 ii）検証対象ダムの総合的な評価」（別紙）に基づき、検証対象ダムの総合的な評価を行う。

目的別の総合評価を行った結果を整理すると以下のとおりである。

- 1) 洪水調節について有利な案は、
「河道の掘削(姉川・高時川下流)と堤防のかさ上げ(高時川上流)案」
「河道の掘削(姉川・高時川下流)と輪中堤・宅地のかさ上げ(高時川上流)案」
「河道の掘削(姉川・高時川下流)と輪中堤・宅地のかさ上げ(高時川上流)と水田等の保全(機能の向上)案」である。
- 2) 流水の正常な機能の維持について最も有利な案は、
「水系間導水(余呉湖経由)案」である。
- 3) 異常渇水時の緊急水の補給について最も有利な案は、
「ダム建設を含む案(B案)」であり、次いで「ダム建設を含む案(A案)」である。

総合的な評価（案）

目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しないため、各目的それぞれの評価結果について、検討の場等における意見を踏まえるとともに、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。

目的別の総合評価結果では、河川整備計画相当の目標を設定して検討した結果、戦後最大相当の洪水に対する洪水調節の目的、流水の正常な機能の維持の目的については、「ダム建設を含む案」は有利とはならない。

一方、異常渇水時の緊急水の補給の目的については、「ダム建設を含む案（B案）」が最も有利な案となったが、関係府県からは、水需要など社会情勢の変化を踏まえると緊急性が低いとする意見が出されている。

以上より、検証対象ダムの総合的な評価は、「『ダム建設を含む案』は有利ではない」である。

⑤総合的な評価の考え方

ii) 検証対象ダムの総合的な評価

i)の目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。検討主体は、総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。